

議案第40号

湯梨浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町公民館の設置及び管理に関する条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 90 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前					
別表（第 15 条関係） 中央公民館				別表（第 15 条関係） 中央公民館					
略				略					
中央公民館羽合分館				中央公民館羽合分館					
略				略					
中央公民館泊分館				中央公民館泊分館					
室名	時間	8:30~17:00	17:00~22:00	冷暖房加算額	室名	時間	8:30~17:00	17:00~22:00	冷暖房加算額
		1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり			1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり
会議室		円 400	円 440	円 120	研修室		円 400	円 440	円 120
研修室1		400	440	120	大会議室		400	440	120
研修室2		400	440	120	調理実習室		520	570	120
多目的室		400	440	120					
和室		160	180	50					
調理実習室		520	570	120					
上記を除くその他の部屋		中央公民館 長が別に定 める。	同左	同左					
備考 略				備考 略					

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。